

# 長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 4 4

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。  
長野市トップページ>組織でさがす>  
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所の皆さまへ「初回加算」の算定について
- 【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について
- 「社会福祉法人等利用者負担軽減」及び「特別地域加算訪問介護等利用者負担減額」更新手続きの支援のお願い
- 「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」について
- 結核に関するポスターについてのお知らせ【別紙1】
- (リマインド)【重要 6/3×切】高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き、教材及び研修等について
- 【リマインド】社会福祉施設等におけるアスベスト等使用実態調査の実施について
- 介護保険事業者の指定について
- 介護保険最新情報について
- 要介護・要支援認定者状況(令和4年4月末現在)
- 令和4年6月開催 介護予防教室・介護者教室について【別紙2】
- 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報【別紙3】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

## 居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所の皆さまへ 「初回加算」の算定について

介護給付費適正化事業において、国保連合会から提供されるデータを基に介護給付費の点検を行っていますが、居宅介護支援及び予防介護支援において、「初回加算」の算定誤りが散見されています。毎月、国保連合会から縦覧点検の確認通知が事業所宛に送付されていますが、当該加算の確認件数が増加している傾向があります。国保連へ提出する前に、再度請求内容の確認を行ったうえで、国保連へ提出していただくようお願いします。

当該加算について、以下のとおり整理しましたので、適正な給付請求をお願いします。

### 「初回加算」の算定誤りが多い事例

- 事例1) 前月に算定すべき初回加算を、翌月に算定している算定月の誤り
- 事例2) 前月に初回加算を算定しているにもかかわらず、翌月においても初回加算を重複して算定している誤り
- 事例3) 区分変更申請し、要介護区分が2区分以上変更されていないにもかかわらず、変更月に初回加算を算定している誤り
- 事例4) 国保連合会から縦覧点検を受け、取消したにもかかわらず、再請求時に再び初回加算を算定している誤り

### 「初回加算」の算定要件

- ① 新規にケアプランを作成する場合
- ② 要支援者(要介護者)が要介護(要支援)認定を受けた場合にケアプランを作成する場合
- ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合にケアプランを作成する場合

(条件) ①～③のいずれの場合も、一連のケアマネジメントを実施していることが前提

問い合わせ先：介護保険課 給付担当  
TEL：026-224-7871(直通)

## 【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について

### 1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は次のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を 全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で 150 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円 を加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で 350 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万 円を加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資 産がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていな い。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事 業」 (左欄)を利用してもなお生計の維持 が困難な人で、以下①または②のい ずれかの要件を満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で老齢福祉 年金を受給している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考えて、利用 料を減額しなければ生活保護法の 「要保護者」になると認められる人 *生活保護受給世帯を除く</p>
対象 サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次の サービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護*、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応 型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応 型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護*、複合 型サービス、介護老人福祉施設サービス*、介 護予防短期入所生活介護*、介護予防認知症対 応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅 介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予 防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費（滞 在費）については、介護保険制度における特定 入所者介護（予防）サービス費（負担限度額） が支給されている場合に限り対象となります。</p> <p>*この利用者負担軽減は、すべての社会福祉 法人が行っているわけではありませんので、 軽減を行っているかどうかは、サービス提供 事業者にお問い合わせください。</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
軽減方法	介護サービスを利用する際に「軽減対象確認証」をサービス提供事業者に提示してください。 軽減が適用された金額が、サービス提供事業者から利用者に請求されます。	利用料の領収書を添えて「援護金請求書」を提出してください。 ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。
軽減額(率)	対象サービスにおける利用料(1割負担分)及び食費・居住費(滞在費)に係る利用者負担の1/4 * 高齢福祉年金受給者は1/2 * 日常生活費等実費負担分等を除く。 * 生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象	1か月の利用者負担(1割負担分)総額のうち、3,000円を超えた額 ※住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費(滞在費)、日常生活費等実費負担分を除く
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)窓口もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。 * 申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。	
提出書類	①申請書 ②家計状況申出書 ③同意書(世帯及び生計を一にする者全員の氏名)(申請書の裏面にあります) ④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し(最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て) ⑤年金振込み通知書等(受給年金の種類・金額がわかるもの)又はその写し ⑥健康保険被保険者証又はその写し(国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要) ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③があります。	

## 2 特別地域加算に係る訪問介護等利用者負担減額事業について

特別地域(戸隠・鬼無里・大岡の各地区)に所在する事業所(出張所)が行う事業で、特別地域加算(サービス費用の15%)が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。(結果として特別地域加算分がほぼ解消されることとなります。)

対象者	市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)もしくは支所に提出または介

	護保険課給付担当宛てに郵送してください。
提出書類	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当  
TEL：026-224-7871（直通）

## 「社会福祉法人等利用者負担軽減」及び 「特別地域加算訪問介護等利用者負担減額」更新手続きの支援のお願い

「社会福祉法人等利用者負担軽減」及び「特別地域加算訪問介護等利用者負担減額」が7月31日をもって有効期限の満了となります。それに伴い、上記の認定を受けている利用者宛に更新の手続きの御案内を5月18日付けで発送いたしました。更新申請書の提出期限は6月17日(金)としています。

介護支援専門員及び施設の管理者の皆様におかれましては、お手続きの御支援をいただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため返信用封筒を同封しております。可能な限り郵送でのお手続きに御協力をお願いします。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当  
TEL：026-224-7871（直通）

## 「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」について

このことについて、介護保険最新情報 Vol.1070 に掲載されています。  
厚生労働省のホームページで確認の上、参考にしてください。

### 【介護保険最新情報 Vol.1070】

多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル  
～ケアを担う子どもを地域で支えるために～

問い合わせ先：長野市中部地域包括支援センター 担当 吉澤  
TEL：026-224-7174（直通）

## 結核に関するポスターについてのお知らせ

標題の件について、高齢者への正しい結核の知識の普及と早期発見・早期治療を目的として結核のポスターを作成いたしました。別紙1をご確認ください。

掲示にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先：長野市保健所健康課 感染症対策担当  
TEL：026-226-9964（直通）

## (リマインド)【重要 6/3〆切】高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き、教材及び研修等について

標記については、5月17日付で、介護サービス事業所宛に登録いただいているE-mailアドレス等に通知し周知したところです。

送付した資料等を視聴いただき、提出期日（6月3日）までに「視聴完了報告書」の提出をお願いします。

なお、通知を確認できない場合は、高齢者活躍支援課へご連絡ください。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当  
TEL：026-224-5094（直通）

## 【リマインド】社会福祉施設等におけるアスベスト等使用実態調査の実施について

このことについて、厚生労働省老健局の依頼に基づき、令和4年4月28日付け社会福祉等管理者あて依頼をいたしていますが、まだ回答のお済みではない施設等におかれましては、令和4年6月10日（金）までに回答をいただけるようお願いいたします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当  
TEL：026-224-5094（直通）

## 介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

### 令和4年5月1日付け指定分

#### □訪問介護

介護保険事業者番号	2070700766		
事業所名称	NPO法人良風来訪問介護事業所		
事業所所在地	長野県須坂市臥竜5丁目8番3号		
事業所電話番号	026-477-2267	事業所FAX番号	026-405-8098
開設者の名称	NPO法人良風来	営業日	日～土
営業時間	6：00～22：00	訪問介護員数	10人
通常の事業実施地域	長野市（戸隠、鬼無里、中条、信州新町、篠ノ井、大岡地区を除く。）、須坂市、中野市、小布施町、高山村		



## 介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。  
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

### 【介護保険最新情報 Vol. 1068】

令和3年度仕事と介護の両立支援カリキュラム策定展開事業の実施結果について（情報提供）

### 【介護保険最新情報 Vol. 1069】

科学的介護情報システム（LIFE）の令和4年度ADL維持等加算算定ツールの不具合について

### 【介護保険最新情報 Vol. 1070】

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）の周知への御協力について（依頼）

### 【介護保険最新情報 Vol. 1071】

感染対策のための実地での研修に係る令和4年度における募集について

### 【介護保険最新情報 Vol. 1072】

令和4年10月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

### 【介護保険最新情報 Vol. 1073】

介護支援専門員の法定研修のカリキュラムやガイドライン等について（情報提供）

### 【介護保険最新情報 Vol. 1074】

科学的介護情報システム（新たに事業所番号を取得する事業所等における科学的介護情報システム（LIFE））の利用申請等について

### 【介護保険最新情報 Vol. 1075】

「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について

### 【介護保険最新情報 Vol. 1076】

科学的介護情報システム（LIFE）に関するお問い合わせフォームの再開及び今後の対応について

### 【介護保険最新情報 Vol. 1077】

科学的介護情報システム（LIFE）における過去の記録の上書きについて

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認をお願いいたします。

【要介護・要支援認定者状況】（令和4年4月末日現在 地区別認定者数：20,838人）

地区名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1地区	57	59	79	51	55	56	33	390
第2地区	103	87	212	120	72	118	61	773
第3地区	58	85	152	78	76	89	48	586
第4地区	22	30	44	23	20	35	22	196
第5地区	33	39	71	38	23	31	18	253
芹田地区	152	132	305	134	102	139	91	1,055
古牧地区	118	125	286	150	144	142	90	1,055
三輪地区	181	170	271	139	124	156	77	1,118
吉田地区	127	118	244	118	92	98	60	857
古里地区	89	78	138	77	77	106	56	621
柳原地区	67	47	82	57	32	38	22	345
浅川地区	59	49	122	58	37	49	37	411
大豆島地区	45	51	139	53	79	85	51	503
朝陽地区	80	82	210	105	88	112	60	737
若槻地区	179	157	289	161	114	191	111	1,202
長沼地区	22	14	25	19	26	23	8	137
安茂里地区	201	183	298	146	124	159	86	1,197
小田切地区	11	9	25	19	14	16	6	100
芋井地区	25	13	40	22	17	22	14	153
篠ノ井地区	344	279	497	272	284	346	202	2,224
松代地区	184	169	306	128	125	203	114	1,229
若穂地区	104	76	150	75	73	109	64	651
川中島地区	210	158	309	152	140	210	102	1,281
更北地区	253	191	413	200	152	214	128	1,551
七二会地区	30	28	30	19	39	32	16	194
信更地区	23	21	39	23	26	25	7	164
豊野地区	67	56	154	66	72	97	36	548
戸隠地区	28	11	64	39	39	62	31	274
鬼無里地区	21	9	55	19	27	22	11	164
大岡地区	37	7	40	14	6	5	7	116
信州新町地区	87	27	87	39	76	44	35	395
中条地区	37	18	57	26	29	25	11	203
市外	19	8	26	20	21	41	20	155
<b>合計 (現存者)</b>	<b>3,073</b>	<b>2,586</b>	<b>5,259</b>	<b>2,660</b>	<b>2,425</b>	<b>3,100</b>	<b>1,735</b>	<b>20,838</b>



ながの縁を  
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要な情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電話：026-224-7871（直通）/ FAX：026-224-8694

Eメール：[kaigo@city.nagano.lg.jp](mailto:kaigo@city.nagano.lg.jp)